

令和8年第2回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和8年6月8日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第3号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第4号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第5号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 報告第 1号 令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 令和7年度事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 3号 令和7年度予算繰越計算書の報告について
- 第 9 議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）
- 第10 議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第11 議案第30号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第10号））
- 第12 議案第31号 町長専決処分について（令和8年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））
- 第13 議案第32号 工事請負契約の締結について（大門橋塗装塗替工事）
- 第14 議案第33号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第34号 令和8年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第35号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第36号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第37号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第38号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第39号 農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第40号 農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第41号 農業委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１０名）

１番	和田 一 幸	２番	小林 明日香
３番	宮 下 孝 幸	４番	中 野 勝 正
５番	高 桑 佳 子	６番	小 林 玲 子
７番	北 谷 三 樹	８番	島 明日香
９番	石 川 豊	１０番	高 橋 速 円

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	仙 海 直 樹
副 町 長	河 野 照 郎
教 育 長	曾 根 乗 知
総 務 課 長	金 泉 修 一
町 民 課 長	相 澤 修 一
保健福祉課長	前 田 研
こども未来室長	星 野 昌 子
産業観光課長	内 藤 良 治
建 設 課 長	日 山 正 春
教 育 課 長	吉 岡 育 子
保健福祉課参事	若 山 和 義
産業観光課参事	小 黒 修
建 設 課 参 事	山 田 竜 太
教 育 課 参 事	高 橋 聡

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	寺 尾 勉
書 記	黒 崎 陽 介

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋速円） ただいまから令和8年第2回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（高橋速円） 議会運営委員長から、去る6月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありました。ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（高橋速円） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋速円） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、小林明日香議員及び3番、宮下孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋速円） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの5日間に決定しました。

◎議会報告第3号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（高橋速円） 日程第3、議会報告第3号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告します。

◎議会報告第4号 諸般の報告について

○議長（高橋速円） 日程第4、議会報告第4号 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により定期監査結果報告書、並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。石川豊議員より、去る5月26、27日に開催された令和8年度町村議会議長・副議長研修会について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第5号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（高橋速円） 日程第5、議会報告第5号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

社会産業常任委員長、8番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島 明日香） 社会産業常任委員会が行った閉会中の所管事務調査についてご報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査としました産業と観光及び福祉問題について、去る4月9日におきましては町内の視察先について検討を行い、結果、心月輪の事業内容及び経営状況を確認することに決定し、現地視察の日程等の確認を行いました。また、去る5月18日に休憩所心月輪を訪問し、現地視察を行いました。説明員として、内藤産業観光課長と小黑参事の出席を得て、心月輪の施設責任者、経営母体である株式会社イドム副社長から運営状況と集客や成果、町の発展への寄与、さらには天領の里との差別化について説明を受け、施設内外の見学を行いました。

心月輪の来客数は、令和6年度は3,137人、令和7年度は3,497人と前年度より約300人程度増加しており、隣にある良寛記念館の来客数と比較すれば、約2,000人ほど少ないものの、お食事処夕日庵で行われているふれあい食堂も毎月盛況であり、集客の努力が見受けられました。また、夕日庵で作られたお総菜を天領の里で販売することで知名度の向上を図っていました。料理内容としては、天領の里では主に観光客向けに出雲崎漁港で取れたサザエを中心とした魚介類を提供しているが、心月輪の夕日庵では地元産の野菜や米を活用し、主に町民向けにサービスの提供に取り組むなど、天領の里との差別化を図りながらも、人員の共有や観光客の誘導を行い、連携を取っているとのことでした。さらに、風や雨の強かった際に屋根や雨どいが飛ばされていたり、テラス席に出るための出入口の戸は建てつけがゆがんでいるために2か所しか開かない状況が続いており、建物自体の老朽化など、施設の状況については大きな課題を残す結果となりました。

委員からは、経営母体が赤字補填をしているような運営状況はいかかなものか、食事メニューや料金設定など、事業者の宣伝が足りないのではないか、良寛記念館へ誘導する工夫はあるのか、景勝100選の地との関連性を持たせてほしいなどの意見がありました。

今年度の1年間、指定管理者として町の予算が投じられているため、引き続き出雲崎町の発展に寄与するという施設本来のコンセプトが抜け落ちていないか、町にとってプラスになっているのかを見極めながら、施設や駐車場などの修繕については改めて町として検討していただきたいと考えます。

以上、社会産業常任委員会の閉会中の所管事務調査報告といたします。

○議長（高橋速円） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長報告を終わります。

◎報告第1号 令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（高橋速円） 日程第6、報告第1号 令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付いたしましたとおり報告がありました。

◎報告第2号 令和7年度事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（高橋速円） 日程第7、報告第2号 令和7年度事故繰越し繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付いたしましたとおり報告がありました。

◎報告第3号 令和7年度予算繰越計算書の報告について

○議長（高橋速円） 日程第8、報告第3号 令和7年度予算繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付いたしましたとおり報告がありました。

◎議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例
制定）

○議長（高橋速円） 日程第9、議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、令和8年度の地方税制改正に関し、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、関連する税条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分をしたものでございます。

改正の主なものといたしましては、個人の町民税の申告に係る規定の改正、軽自動車税の環境性能割廃止に伴う規定の整備などでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（相澤修一） 補足説明をさせていただきます。

議会資料5ページをご覧ください。改正の趣旨につきましては、町長の提案理由のとおりです。

項番2の主な改正事項ですが、（2）の総則関係では、（5）でご説明いたします軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴う文言の整理が主な内容です。

（3）の住民税関係では、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定の改正が行われます。この改正は、令和9年度分町民税から適用されます。

（4）の固定資産税関係では、課税標準の特例措置等に係る市町村の条例で定める割合の見直しが行われます。また、家屋及び償却資産に係る免税点の引上げが行われます。この改正は、令和9年度課税分から適用されます。

（5）の軽自動車税関係では、環境性能割が廃止され、種別割を軽自動車税に改めるとともに、これに関連した規定の整理が行われます。

その他、今回の法令等の改正に合わせて、用語の整理、項ずれの反映や字句の改正等がございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 2ページの課別指定事項の下から2段目の町民課……。

○議長（高橋速円） 質問の場所をきちんと指摘してください。

○2番（小林明日香） 課別指定事項の2ページです。

○議長（高橋速円） どこのことを言っているのか。きちんと説明しないと答弁はできません。

○2番（小林明日香） 議会報告第4号の諸般の報告についての中での第7号の令和8年度定期監査結果報告書……

○議長（高橋速円） 今税条例の一部改正の議題なのです。却下します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第28号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

◎議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例制定）

○議長（高橋速円） 日程第10、議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第29号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、令和8年度の地方税制改正に伴うもので、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、条例の一部を改正する必要が生じたため、3月31日に専決処分をしたものでございます。

改正の内容は、子ども・子育て支援納付金課税分の追加に伴う規定の新設、課税限度額及び保険税軽減対象世帯の所得判定基準の見直しであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（相澤修一） 補足説明をいたします。

議会資料7ページをお開きください。改正の趣旨につきましては、提案理由のとおりです。

項番2、主な改正内容といたしましては、（1）、子ども・子育て支援納付金課税額分の追加に伴う規定の新設といたしまして、これまでの基礎課税額分、介護納付金課税分、後期高齢者支援金等課税額分に加え、新設されました子ども・子育て支援納付金課税額分につきまして、所得割額を0.29%に、被保険者均等割額を1,400円に、18歳以上均等割額を100円にそれぞれ規定しました。

（2）として、基礎課税額分に係る限度額を66万円から67万円とする改正及び（1）の子ども・

子育て支援納付金課税額分の課税限度額を新たに3万円と規定しました。

(3)、保険税軽減対象世帯の所得判定基準の改正ですが、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を31万円に、2割軽減の対象となる所得の算定では被保険者数に乗ずる金額を57万円に改正し、所得判定の基準を引き上げ、低所得世帯の負担軽減を図ったものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 今の説明の中で、資料の7ページの中で、2の主な改正内容の中の3番、18歳以上被保険者の均等割、これ100円計上しておりますが、その100円の根拠、考え方はどのようなことでこの100円持ってきましたか。

○議長（高橋速円） 町民課長。

○町民課長（相澤修一） 18歳以上均等割額につきましてですけれども、②番にあります被保険者均等割1,400円といいますのは、実際には18歳未満の方からはいただかないという仕組みになっております。その18歳未満の方からいただかない均等割額に相当する部分を18歳以上の被保険者で割るといような考え方をしております、所要額、人数比等からこのような金額となっております。

以上です。

○議長（高橋速円） 4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 説明ありがとうございました。

その中で、出雲崎だけの考え方でなのか、それとも国のほうの指針の中でこのように100円という案を考えられたのか、その辺は近郷の町村に比べてどのようになっているかは聞かせてください。

○議長（高橋速円） 町民課長。

○町民課長（相澤修一） お答えをいたします。

18歳以上被保険者均等割額につきましては、保健福祉課のほうで県内各市町村の動向等について確認しております、100円というところが、すみません、具体的な数は今承知しておりませんが、100円というところがほかにも県内ございます。また、若干変動もございますが、18歳未満の被保険者の人数、それから18歳以上の被保険者の人数等を勘案しますと、100円というところも複数はあるということで、現時点で把握しているところではそのようなところです。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

◎議案第30号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算
（第10号））

○議長（高橋速円） 日程第11、議案第30号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第10号））についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第30号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、令和7年度の地方交付税の決定等に伴い、歳入歳出予算等の補正を行う必要が生じたため、本年3月31日に専決処分をしたものでございます。

補正の内容は、歳入予算では、地方消費税交付金、地方交付税特別分、ふるさと納税寄附金等を追加し、臨時道路除雪事業費補助金を新たに計上いたしました。また、財政調整基金繰入金全額を減額いたしました。

歳出予算では、2款総務費においてふるさと出雲崎応援基金及び財政調整基金へ積立てをいたしました。

一方、6款農林水産業費において森林環境基金積立金、8款土木費では除雪委託料をそれぞれ減額いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,782万9,000円を追加し、予算総額を40億5,370万1,000円とするものであります。

また、第2表の地方債の補正において、事業の実施に伴い、起債限度額を変更いたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

歳出予算からお願いをいたします。591ページをお願いいたします。2款総務費、1項7目企画費、ふるさと出雲崎応援基金積立追加でございます。ご寄附いただいた積立金を積み立てたものでございます。令和7年度のふるさと納税は1,387件、4,663万4,000円で、前年度比で674件、1,460万1,000円の減でございます。

次に、13目財政調整基金費で5,370万5,000円を積み立てたもので、これによりまして同基金の年度末残高は24億3,872万1,000円となります。

続きまして、歳入でございます。587ページをお願いいたします。11款地方交付税、特別分の交付決定によりまして、1億1,620万3,000円を追加いたしました。令和7年度の特別分の合計額は1億5,120万3,000円となりまして、令和6年度より2,521万9,000円の増となりました。

16款国庫支出金でございます。新潟県の豪雪によりまして、臨時道路除雪事業費補助金が交付され、1,100万円を計上いたしました。

589ページをお願いいたします。20款繰入金でございます。財政調整基金繰入金について全額を減額いたしました。

補足は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 587ページの1節の中の森林環境譲与税、これ11万7,000円減になっておりますけども、この減のなったあれは、出雲崎町が山が何か少なくなったとか、そういう細かい関係でこういうふうな金額が減になったのか、その辺明細を聞かせてください。

○議長（高橋速円） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） ただいまのご質問でございます。森林環境譲与税につきましては、国のほうで計算されたものにつきまして、最終的に入金されるというものでございます。国のほうで詳細、どのような計算に基づいてこの譲与税の額が確定されるのかというところにつきまして、詳細につきましては、すみません、私どものほうで確認をしておらないというところがございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

◎議案第31号 町長専決処分について（令和8年度出雲崎町一般会計補正予算

（第1号））

○議長（高橋速円） 日程第12、議案第31号 町長専決処分について（令和8年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第31号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、町道小木ノ城線の道路修繕工事に伴う設計業務等関係経費を計上いたしました。

また、その財源として前年度繰越金を充てております。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,460万円を追加し、予算総額を37億7,860万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

歳出予算からお願いをいたします。251ページお願いいたします。8款土木費、2項2目道路維持費でございます。12節町道小木ノ城線修繕工事測量及び調査設計業務委託料でございます。測量業務につきましては、測量延長40m、現地平面測量3,000平米、縦横断測量30mを実施いたしました。設計業務は、最も適した工法について比較検討を行い、詳細設計を委託しております。

続きまして、歳入予算でございます。249ページをお願いいたします。21款繰越金、財源は繰越金を充てておりますが、国の防災・減災対策等強化事業推進費について、7月に申請を行い、採択となれば、補正予算にて財源更正を行うこととしております。

補足は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

◎議案第32号 工事請負契約の締結について（大門橋塗装塗替工事）

○議長（高橋速円） 日程第13、議案第32号 工事請負契約の締結について（大門橋塗装塗替工事）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第32号につきましてご説明を申し上げます。

大門橋塗装塗り替え工事は、有害なP C Bを含む塗料で塗装された塗膜を除去、処分し、改めて塗装工事をするものでございます。

本件の入札に当たりましては、去る5月18日の指名業者選定委員会の審議を踏まえ9業者を指名し、6月4日に指名競争入札を執行いたしました。契約の相手方は、東北塗装工業株式会社、代表取締役、若山良夫で、契約金額5,207万4,000円です。同日工事請負仮契約を締結いたしました。地方自治法並びに町条例の定めるところにより、本契約とするため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第14、議案第33号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第33号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、道路の占用料を徴収する占有物件に道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物である太陽光発電設備及び風力発電設備を追加するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（日山正春） 補足説明をさせていただきます。

現行の本町の道路占用料徴収条例では、政令第7条第2号に掲げる工作物に関する占用料を定めておりません。今後風力発電事業に関連する道路占有や道路占用料徴収条例の一部を準用する公共用財産の使用が予想されることから、このたび新潟県の道路占用料徴収条例の例により、政令第7条第2号に掲げる工作物を占有物件に追加し、占用料を定める改正を行うものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 占有面積1平方メートルにつき1年850円とあるのですが、風車の場合、占有面積は、風車が建っている、その真下だけでしょうか、それとももう開発した土地全体の平米数、あと道路を占有した、例えば大きなものを運ぶときに通行止めにしたら、その道路の面積全てなのでしょうか、お答えください。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（日山正春） 質問にお答えします。

道路占有につきましては、今ほどお話ありましたとおり、その物件がかかるものであれば、その面積のほうを占有させていただく形になります。それから、公共用財産のほうは、いわゆる赤道、里道になりますが、そちらのほうの幅の面積、幅掛ける延長の面積が使用料の面積になります。

以上です。

○議長（高橋速円） 2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 現在風車の道路が大体できて、この辺りに通るといふ計画ができていていると思うのですが、その赤道だったり里道の幅が4mとか5mだとして、どれぐらい入る見込みなのでし

ようか。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（日山正春） まだ正式なものではございませんが、話を聞いたところでは2,000平米前後になるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 令和8年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋速円） 日程第15、議案第34号 令和8年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第34号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正を行いました。

初めに、歳出予算につきましてご説明を申し上げます。歳出予算におきましては、各款に共通し

て4月の人事異動に伴う職員の人件費の組替えを行っております。

そのほかの主な歳出予算は、次のとおりであります。2款総務費、1項8目地方創生推進費では、政策アドバイザー業務委託料を計上し、また2項徴税費では、町県民税等に係る税還付金及び還付加算金を追加いたしました。

4款衛生費、1項1目保健衛生費の県単医療給付管理システム改修委託料は、医療費助成のオンライン資格認定を行うための改修費を計上いたしました。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費においては、降雨時による路肩崩落に伴う林道常楽寺線法面修繕工事を計上いたしました。

また、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費では、町が新たに借り上げる除雪ドーザの借り上げ料を、また3項1目河川総務費では、田中地内の普通河川島崎川上流護岸の修繕工事費を計上いたしました。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費では、包括連携コーディネーター雇用に伴う関係経費を、2項小学校費では、支柱の腐食に伴う駐車場外灯修繕工事を計上いたしました。

歳入予算につきましては、17款県支出金、20款繰入金、21款繰越金、23款町債をそれぞれ追加し、16款国庫支出金を計上いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,031万8,000円を追加し、予算総額を38億891万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

各項にわたり、職員の人事異動に伴う人件費の組替えを行っております。給与費全体の補正内容は、補正予算書278ページ以降の給与費明細書に記載してありますので、ご参照いただければと思います。また、主な事業につきましては、補足説明資料をご覧ください。

次に、補正予算書の歳出予算からお願いをいたします。265ページをお願いいたします。2款総務費、1項8目地方創生推進費、12節委託料でございます。地域力創造アドバイザー業務委託料及び政策アドバイザー業務委託料でございます。4月全員協議会でご説明したとおり、地域力創造アドバイザー業務委託料は、負担金補助及び交付金からの組替え予算でありまして、政策アドバイザーは本町の政策の推進について専門的な見地から指導及び助言並びに専門家の招聘などを支援するための委託料を計上しております。

2項1目税務総務費では、配当割、株式等譲渡割に係る町県民税の税還付金及び還付加算金を追加いたしました。

267ページをお願いいたします。3款民生費、1項6目保健福祉総合センター管理費、10節需用費、

施設修繕料でございます。貯水槽内の塩素を注入する流量計故障に伴う修繕費を追加いたしました。

269ページをお願いいたします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、12節委託料でございます。県単医療給付管理システム改修委託料でございます。医療費情報とマイナンバー情報を連携するためのシステム構築委託料でありまして、国庫補助金2分の1を充当しております。

6款農林水産業費、2項2目林業振興費、14節工事請負費、林道常楽寺線法面修繕工事でございます。雪解け、降雨等によりまして、当該林道入り口付近の路肩崩落修繕費を計上いたしました。

271ページをお願いいたします。8款土木費、2項2目道路維持費でございます。13節使用料及び賃借料、除雪用車両借り上げ料でございます。業者所有の11トン級除雪ドーザの使用不能によりまして、代替として同等の除雪ドーザ1台を保険料や運搬費、整備費も含め、町がリースするものでございます。詳細は、補足説明資料2ページを参照してください。

273ページをお願いいたします。3項1目河川総務費でございます。14節工事請負費、河川修繕工事でございます。田中地内の上流、普通河川島崎川の護岸修繕、延長24mの工事費を計上いたしました。詳細は、補足説明資料2ページを参照してください。

10款教育費、1項3目教育振興費でございます。4月から任用いたしました包括連携コーディネーターの人件費及び活動費を計上いたしました。詳細は、補足説明資料2ページを参照してください。

275ページをお願いいたします。2項1目学校管理費、14節工事請負費、高圧ケーブル用配管敷設工事でございます。令和7年度に実施いたしました高圧引込みケーブル交換工事において仮設であったものを既設ルートに改めて敷設し直す工事費を計上いたしました。また、駐車場外灯修繕工事でございます。支柱の腐食によりまして倒壊のおそれのある外灯2灯の修繕工事を行うものでございます。

4目文化財保護費、11節役務費、小木ノ城山の樹叢倒木伐採料でございます。降雪等によりまして倒木した1本、倒木の危険性のある2本、計3本を伐採するものでございます。

277ページをお願いいたします。5項2目体育施設費、11節役務費、町民野球場ナイター照明点検調査料でございます。ナイター照明修繕工事を行うに当たりまして、不点灯の原因を検証する調査費を計上いたしました。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。263ページをお願いいたします。16款国庫支出金でございます。先ほど歳出で説明しました県単医療給付管理システム構築事業に充当するものでございます。

20款繰入金につきましては、ふるさと出雲崎応援基金繰入金でありまして、昨年度ご寄附いただいたふるさと納税を追加計上いたしました。

21款繰越金でございます。歳入の不足を追加いたしました。なお、令和7年度の実質収支は1億6,727万2,000円でございます。

23款町債であります。児童福祉事業債は、保育料無償化事業の町単独事業に充当し、道路橋りょう維持補修事業債につきましては、内宮橋修繕事業の国費配分額の減に伴う財源の振替を行うものでございます。

補足は以上です。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

7番、北谷議員。

○7番（北谷三樹） 273ページ、3目教育振興費、11節役務費の中の体験活動賠償責任保険料についてだったのですが、こちらは自身のけがや相手方にけがをさせる、または物を壊してしまうなどあると思いますが、その辺りは広くカバーされているような保険内容でしょうか。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 今ほどの体験活動賠償責任保険になりますが、通常授業と異なる活動の際に高校生、生徒等を対象にする活動保険料になります。けが等につきまして広く対象とさせていただくものになります。

以上です。

○議長（高橋速円） 7番、北谷議員。

○7番（北谷三樹） こちらは、今高校生というお話がありましたが、出雲崎高校生のみを対象としており、町内のほかの高校生に関しては、こういう体験活動に関しては、現在は対象ではないということでしょうか。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 今ほどご質問のありました件につきましては、包括連携コーディネーターとそこまでの調整は取れていないところになります。今後、必要な部分が生じましたら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかにございませんか。

8番、島議員。

○8番（島 明日香） 275ページの公設学習塾事業費の中の7節報償費ですが、この減は、その理由をお知らせください。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） まち塾に従事しております職員につきまして、報償費からではなく、報酬のほうに組替えをさせていただいたものになります。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかにありませんか。

2 番、小林議員。

○2 番（小林明日香） 265ページ、8 目地方創生推進費、12節の地域力創造アドバイザー業務委託料 610万円とその下の政策アドバイザー業務委託料100万円は、下の地域活性化起業人負担金をそのまま移動した内容になっているのですが、最初この地域活性化のときは地元の人を活性化するイメージで捉えていたのですが、結局のところ大津俊哉氏は外部ですし、その方が呼び込んだ方も外部の方で、全くもって地域の人に還元されているような形ではないと感じるのと、あと大津俊哉氏は手弁当で来ていますと言われていたのにもかかわらず610万円取っている計算にこれはなると思うのですが、その辺りお答えいただけますか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（金泉修一） まず、地域力創造アドバイザー業務委託料につきましては、当初18節負担金補助及び交付金で計上しておりましたが、それをさらに実効性の高いものに委託をいたしましょうということで、12節委託料にそのまま同額を組み替えたものでございます。政策アドバイザー、これは大津さんの部分については政策アドバイザー業務委託料が大津さんの部分でございます。議員ご指摘のとおり、当初は手弁当ということで、ボランティアで1年間、出雲崎町の今の実情、現状について把握をいただきました。これからは、より具体的に地方創生事業を進めるための指導、助言、そしてまたほかの人材等の紹介等をしていただくために、適正な金額であります委託料100万円をこのたび計上したというものでございます。

説明は以上です。

○議長（高橋速円） 2 番、小林議員。

○2 番（小林明日香） とすると、610万円は大津俊哉氏が呼び入れた洋上風力推進派のあちらの方が全ていただくような形になるのでしょうか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（金泉修一） 地域力創造アドバイザーにつきましては、全く風力の方とは違いますといえますか、業務としては関係ございません。前にご紹介いたしました曾根氏の関係の業務委託料ということになりますので、風力の事業とは全く切り離して考えていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋速円） 2 番、小林議員。

○2 番（小林明日香） 曾根氏の過去の経歴に洋上風力推進の項目が書いてあったので、曾根氏を推すということは、洋上風力を考えて、視野にこの町は入れているのかなと私は取りました。その辺り町長に詳しくお伺いしたいです。

○議長（高橋速円） 町長。

○町長（仙海直樹） 小林明日香議員のご質問にお答えさせていただきますが、曾根氏につきましては、今ここに書かせていただいているように、地域活性化起業人ということで招聘をさせていただ

きました。現在、今総務課長の説明のとおり、より具体性の高いということで、業務委託料ということで組替えをさせていただいております。総務課長の説明にもございましたとおり、洋上風力発電とは全く関係がございません。そのところは、はっきり申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（高橋速円） 風力に関することだったら、それは別の場をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円） 起立多数。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時28分）

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

◎議案第35号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（高橋速円） 日程第16、議案第35号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第

1号)についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第35号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款総務費及び4款地域支援事業費において、令和8年6月の介護報酬改定に伴うシステム改修費を合わせて30万3,000円を追加しております。

歳入予算では、3款国庫支出金に地域支援事業交付金8万2,000円を、5款県支出金に地域支援事業交付金4万1,000円を、7款繰入金に12万9,000円を、8款繰越金に5万1,000円をそれぞれ追加しております。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ30万3,000円を追加し、予算総額を6億2,920万3,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（前田 研） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書291ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費では、令和8年6月の介護報酬改定対応のため、介護保険事業所台帳管理システム改修業務委託料を、4款3項1目包括的支援事業費では、同じく介護報酬改定対応のため、地域包括支援センターシステム改修業務委託料をそれぞれ計上しております。

次に、歳入の289ページをお願いします。3款国庫支出金、5款県支出金、7款繰入金の地域支援事業繰入金で、地域包括支援センターシステム改修業務委託料分として補助率ごとにそれぞれ充当し、8款繰越金では、国、県、町負担分以外の分を計上しております。

7款繰入金のうち、職員給与費等繰入金分を介護保険事業所台帳管理システム改修業務委託料に充当しております。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋速円） 日程第17、議案第36号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第36号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、大門橋に架かる水道管の更新工事を行う費用として1,000万円を追加いたしました。

歳入では、簡易水道事業債を追加しております。

これによりまして、資本的収入に1,000万円を追加し、3,580万円に、資本的支出に1,120万円を追加し、5,296万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（日山正春） 補足説明をさせていただきます。

74ページ、75ページをご覧ください。支出、1、資本的支出、1、建設改良費、1、原浄水施設費について説明させていただきます。令和8年度に上中条3号井戸のポンプの入替え工事を計画しておりましたが、令和7年度末に上中条1号ポンプが突発的に故障したため、3号井戸で使用予定だった予備ポンプを使いまして、緊急的に交換を行いました。そのため、今年度行われる予定だっ

た上中条3号井戸に使用するポンプがなくなったため、ポンプ購入を含めた工事費120万円を補正するものです。なお、3号井戸で引き上げた既存のポンプはオーバーホールを施し、予備ポンプとして緊急的に備える予定であります。

続きまして、2番、給配水施設について説明させていただきます。大門橋に架かる水管橋は、駅前地区に供給する極めて重要な水管橋ですが、令和6年度の施設点検で可とう管部が早期修繕の必要なD判定となりました。今年度、大門橋の塗装塗り替え工事に仮設足場を設けますので、その仮設を利用した中で仮設工事費の経費節減と破損事故のリスク回避が見込まれることから、管路入替え工事を追加補正させていただくものです。

ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号 農業委員会委員の任命について

議案第38号 農業委員会委員の任命について

議案第39号 農業委員会委員の任命について

議案第40号 農業委員会委員の任命について

議案第41号 農業委員会委員の任命について

○議長（高橋速円） 日程第18、議案第37号 農業委員会委員の任命について、日程第19、議案第38号 農業委員会委員の任命について、日程第20、議案第39号 農業委員会委員の任命について、日程第21、議案第40号 農業委員会委員の任命について、日程第22、議案第41号 農業委員会委員の任命について、以上議案5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第37号から議案第41号まで、議案5件につきまして一括してご説明を申し上げます。

農業委員会委員の任命につきましては、現職の委員が令和8年7月の19日をもって任期満了を迎えます。出雲崎町農業委員会委員候補者評価会議の審査結果を踏まえ、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第37号では諸橋清隆氏を、議案第38号では丸山百合江氏を、議案第39号では岡田美由紀氏を、議案第40号では田中昇氏を、議案第41号では内藤仁氏を、以上の5名を任命したく、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。

最初に、議案第37号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第38号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第39号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第40号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第41号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

最初に、議案第37号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第38号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第39号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第40号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第41号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第37号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第37号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員。

したがって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員。

したがって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

◎散会の宣告

○議長（高橋速円） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

(午前 11 時 01 分)